

介護保険制度における 福祉用具購入 [特定福祉用具の種目]

介護保険の被保険者は、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くするために購入した特定福祉用具(入浴や排せつのために用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めるもの)に対し、申請に基づいて介護給付費の支給があります。

申請される前に

- 特定福祉用具販売の指定を受けている事業所から購入した場合にのみ、保険給付の対象となります。(当社は指定事業所です)
- 要介護度にかかわらず、1人の方に対する特定福祉用具購入費の支給限度基準額は、同じ年度内(4月から翌3月)で10万円です。このうち、介護保険負担割合証に記載された自己負担割合が1割の方は9万円まで、2割の方は8万円まで、3割の方は7万円までが保険給付額となります。同一品目は原則1回のみが支給対象です。
- 介護認定有効期間内に購入した特定福祉用具が対象です。

各自治体により、申請方法等が異なる場合がありますので、ご相談ください。

対象種目

腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 入浴用いす
- 二 浴槽用手すり
- 三 浴槽内いす
- 四 入浴台:浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 五 浴室内すのこ
- 六 浴槽内すのこ
- 七 入浴用介助ベルト

自動排泄処理装置の 交換可能部品

尿が自動的に吸引されるもので容易に使用できるもの。

簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

移動用リフトの つり具の部分

リフトのフックにつり下げるシート類をいう。スリングシートともいう。(リフト本体はレンタル対象品目です)

身体障がい者を対象とした日常生活用具給付等の制度に
関してもご相談を承ります。